九大国国第12号令和4年6月7日

各部局長 各部局事務(部)長 殿 事務局各課長 監査室長

国際部長

都 築 智 公印省略

「新型コロナウイルス感染症に関する検討事項及び対応方針(感染拡大期)」の 「検討事項5-1.海外への渡航許可」の改正について(通知)

標記の件について、本学における海外への新規渡航の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に関する検討事項及び対応方針(感染拡大期)(令和3年2月18日九州大学新型コロナウイルス危機対策本部WG)」の検討事項5-1で定めているところですが、この度、感染症危険レベルの引き下げに伴い、別紙のとおり検討事項5-1を改正することとなりましたのでお知らせします。

つきましては、本通知日以降は、改正後の対応方針に基づきご対応くださいますようお願いいたします。

担当:国際部国際企画課 蔵本

内線:90-2213

E-mail: intlkhosa@jimu.kyushu-u.ac.jp

5. 渡航・渡日に関する対応事項

○5-1. 海外への渡航の許可

担当部署:国際部国際企画課、学務部学務企画課

対応方針:

本学構成員(教職員及び学生)による海外渡航の可否については、感染症危険レベルに基づき、以下のとおりとする。

(1)大学用務・留学等による海外渡航(出張)

- ① 渡航先の感染症危険レベルが「レベル4」の場合、渡航不可とする。
- ② 渡航先の感染症危険レベルが「レベル3」の場合、原則渡航不可とする。 ただし、特別な事情がある場合は、所属長の申請※1により、新型コロナウイルス危機対 策本部が渡航の可否を判断する。
- ③ 渡航先の感染症危険レベルが「レベル2」の場合、所属長は渡航の可否を判断し許可することができる。この場合は、国際部に報告※2する。
- ④ 渡航先の感染症危険レベルが「レベル1」以下の場合、所属長は、教職員については旅行 命令等、学生については所定の海外渡航届により渡航状況を把握し、渡航者の情報を国際 部に報告※2する。

(2)大学用務・留学等以外の海外渡航(私事渡航)

渡航先の感染症危険レベルが「レベル2」以上の場合、 所属長は渡航の可否を判断し許可することができる。なお、学生が感染症危険レベル1以下の国・地域に渡航する場合においては、 所属長は、所定の海外渡航届により渡航状況を把握することとする。(報告は不要)

- ※1: 感染症危険レベル3における海外渡航の場合の申請書類及び提出先は以下のとおり。
 - (1)教職員等(派遣職員等、本学に通勤する者を含む。)について

【申請書類】

渡航理由書(渡航先、渡航日程のほか、原則渡航不可にもかかわらず、どうしても大学用務として当該地域へ渡航しなければならない理由や渡航時期を変更できない理由等について、詳細に記載ください。併せて、ワクチン接種の有無を記載してください。)

【提出先】

国際部国際企画課 intlkhosa@jimu.kyushu-u.ac.jp

- (2)学生等(研究生等、本学に通学する者を含む。以下同様。)について 国際部及び学務部から発出する取扱い通知を参照すること。
- ※2: 感染症危険レベル2以下における海外渡航の場合の報告書類及び提出先は以下のとおり。
 - (1)教職員等(派遣職員等、本学に通勤する者を含む。)について

【報告書類】

所定の様式(リスト)

【提出先】

国際部国際企画課 intlkhosa@jimu.kyushu-u.ac.jp

- (2)学生等(研究生等、本学に通学する者を含む。以下同様。)について 国際部及び学務部から発出する取扱い通知を参照すること。
- ※3:海外渡航の可否の判断にあたっては、感染症危険レベルのみならず、その国・地域の治安 情勢等に基づく危険情報のレベル及びその内容についても併せて確認することとする。

(参考)

【感染症危険レベル】https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

レベル4:退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)

レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)

レベル2:不要不急の渡航は止めてください。

レベル1:十分注意してください。

【海外渡航者の注意事項】

① 海外への渡航にあたっては、感染症危険レベルにかかわらず、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国後の行動制限を行っている国・地域があるので、下記の外務省ホームページを確認すること。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

② 既往症(持病等)がある場合は、必ず事前に渡航の可否や渡航中の注意事項について主治医に相談し、主治医の診断および判断に従うこと。

5. 渡航・渡日に関する対応事項

○5-1. 海外への渡航の許可

担当部署:国際部国際企画課、学務部学務企画課

対応方針:

本学構成員(教職員及び学生)による海外渡航の可否については、感染症危険レベルに基づき、以下のとおりとする。

(1)大学用務・留学等による海外渡航(出張)

- ① 渡航先の感染症危険レベルが「レベル4」の場合、渡航不可とする。
- ② 渡航先の感染症危険レベルが「レベル3」の場合、原則渡航不可とする。 ただし、特別な事情がある場合は、所属長の申請※1により、新型コロナウイルス危機対 策本部が渡航の可否を判断する。
- ③ 渡航先の感染症危険レベルが「レベル2」以下の場合、所属長<u>は</u>が渡航の可否を判断し許可することができる。この場合は、<u>国際部新型コロナウイルス危機対策本部</u>に報告※2する。
- ④ 渡航先の感染症危険レベルが「レベル1」以下の場合、所属長は、教職員については旅行 命令等、学生については所定の海外渡航届により渡航状況を把握し、渡航者の情報を国際 部に報告※2する。

(2)大学用務・留学等以外の海外渡航(私事渡航)

-渡航先の感染症危険レベル<u>が「レベル2」によらず以上の場合</u>、 所属長<u>は</u>が渡航の可否を判断し許可することができる。<u>なお、学生が感染症危険レベル1以下の国・地域に渡航する場合においては、所属長は、所定の海外渡航届により渡航状況を把握することとする。(報告は不要)この場合は、新型コロナウイルス危機対策本部に報告※3する。</u>

- ※1:感染症危険レベル3における海外渡航の場合の申請書類及び提出先は以下のとおり。
 - (1)教職員等(派遣職員等、本学に通勤する者を含む。)について

【申請書類】

渡航理由書(渡航先、渡航日程のほか、原則渡航不可にもかかわらず、どうしても大学用務として当該地域へ渡航しなければならない理由や渡航時期を変更できない理由 等について、詳細に記載ください。併せて、ワクチン接種の有無を記載してください。)

【提出先】

国際部国際企画課 intlkhosa@jimu.kyushu-u.ac.jp

(2)学生等(研究生等、本学に通学する者を含む。以下同様。)について

国際部及び学務部から発出する取扱い通知令和4年4月28日付九大留海第4号「学生等 が海外へ渡航する場合の取扱いについて(通知)」を参照すること。

- ※2: 感染症危険レベル2以下における海外渡航の場合の報告書類及び提出先は以下のとおり。
 - (1)教職員等(派遣職員等、本学に通勤する者を含む。)について

【報告書類】

所定の様式(リスト)海外渡航届等の写し(所属長が許可したことがわかる資料)

【提出先】

国際部国際企画課 intlkhosa@jimu.kyushu-u.ac.jp

- (2)学生等(研究生等、本学に通学する者を含む。以下同様。)について <u>国際部及び学務部から発出する取扱い通知令和4年4月28日付九大留海第4号「学生等が海外へ渡航する場合の取扱いについて(通知)</u>を参照すること。
- ※3:報告書類及び提出先は以下のとおり。

【報告書類】

海外渡航届等の写し(所属長が許可したことがわかる資料)

【提出先】

教職員等:国際部国際企画課 <u>intlkhosa@jimu.kyushu=u.ac.jp</u> 学生等:学務部学務企画課 gaphosa@jimu.kyushu=u.ac.jp

※<u>3</u>4: 海外渡航の可否の判断にあたっては、感染症危険レベルのみならず、その国・地域の治安情勢等に基づく危険情報のレベル及びその内容についても併せて確認することとする。

(参考)

【感染症危険レベル】https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

レベル4:退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)

レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)

レベル2:不要不急の渡航は止めてください。

レベル1:十分注意してください。

【海外渡航者の注意事項】

① 海外への渡航にあたっては、感染症危険レベルにかかわらず、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国後の行動制限を行っている国・地域があるので、下記の外務省ホームページを確認すること。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

② 既往症(持病等)がある場合は、必ず事前に渡航の可否や渡航中の注意事項について主治医に相談し、主治医の診断および判断に従うこと。